

## 新型コロナウイルス感染症患者に対する宿泊療養の運用について

### 1 宿泊療養を行う患者【原則】

症状の有無に関わらず、一旦は医療機関に入院し、症状改善等により医師が宿泊療養の実施が可能と判断した者。

※但し、以下に該当する者は除く

- ①高齢者(65歳以上)
- ②基礎疾患がある者
- ③免疫抑制状態である者(免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者)
- ④食物アレルギーがある者
- ⑤妊娠している者

なお、①～②については、現在入院中の医療機関の医師及び兵庫県感染症等対策室長が、当該患者の症状等から重症化のおそれがないと判断した者は、この限りではない。

### 2 弾力運用の状況

#### (1) 入院を経ない宿泊療養を実施

宿泊療養を行う患者の基準を満たし、かつ、無症状病原体保有者(当初より症状が認められない者)で、医師が認めた者については、入院を経ない直接の宿泊療養も可能(R2. 11. 5～)

#### (2) 入院を経ない宿泊療養の対象者を拡充

① リスク要因の低い軽症者(咳、鼻閉等の症状消失、症状が味覚・嗅覚障害・鼻汁のみ)  
(R2. 11. 24～)

② 軽微な発熱を呈する40歳未満の者(コントロール不十分な慢性疾患を有する者は除く)  
(R2. 12. 25～)

※重症化のおそれはないと医師等が判断した65歳以上の高齢者については、引き続き協議、検討中  
(入院を経ての宿泊療養では既に実施可能)